

平成 30 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 平成 30 年 10 月 30 日 (火)

午後 3 時 00 分～

場 所 富良野市役所大会議室

1. 開 会

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

4. 会長挨拶

5. 議 事 議案第 1 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の
制度改正について
(富良野市融資制度改正について)

6. その他

7. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日

(順不同、敬称略)

| 氏 名 | 所 属 |
|-----------|--|
| 平 沢 幸 雄 | 団体推薦 (富良野商工会議所副会頭) |
| 大 玉 英 史 | 団体推薦 (富良野商工会議所専務理事) |
| 市 村 英 規 | 団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長) |
| 杉 谷 久 己 | 団体推薦 (山部商工会事務局長) |
| 吉 田 幸 生 | 団体推薦 (新相生商店街振興組合理事) |
| 奈 良 定 雄 | 団体推薦 (五条商店街振興組合理事長) |
| 佐 藤 仁 寿 | 団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長) |
| 荒 木 美 恵 子 | 団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会) |
| 佐 藤 邦 彦 | 学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長) |
| 山 崎 時 枝 | 学識経験者 (富良野中央婦人会書記) |
| (応募者なし) | 公募委員 |

議案第1号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

| | |
|--|---------------------------------------|
| | 富商観第 73号 平成30年10月16日 |
| 富良野市中小企業振興促進審議会会長 様 | 富良野市長 北 猛俊 |
| 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問） | |
| 下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求め る。 | |
| 記 | |
| 1. 諮問事項 | 富良野市中小企業振興条例に基づく 富良野市融資制度改正（案）について |
| (別紙のとおり) | |

II 現在の融資制度とこれまでの改正経過について

1. 現行の富良野市中小企業資金融資制度について

別紙（富良野市の融資制度について）参照

2. 富良野市中小企業資金融資制度の改正経過

<前回（平成27年度）改正の要旨>

- ・ 3つの制度資金の貸付利率を一律0.2%引き下げ
- ・ 中小企業振興資金 限度額 1,500万⇒2,000万円へ引き上げ
- ・ チャレンジ資金 限度額 1,000万⇒2,000万円へ引き上げ
- ・ 共同施設資金⇒フロンティア資金
(6次産業化を目指す農業者、中小企業者対象)
- ・ 小口緊急特別資金 限度額 500万円⇒1,000万円へ引き上げ
利子補給1%⇒保証料の全額補給へ切り替え

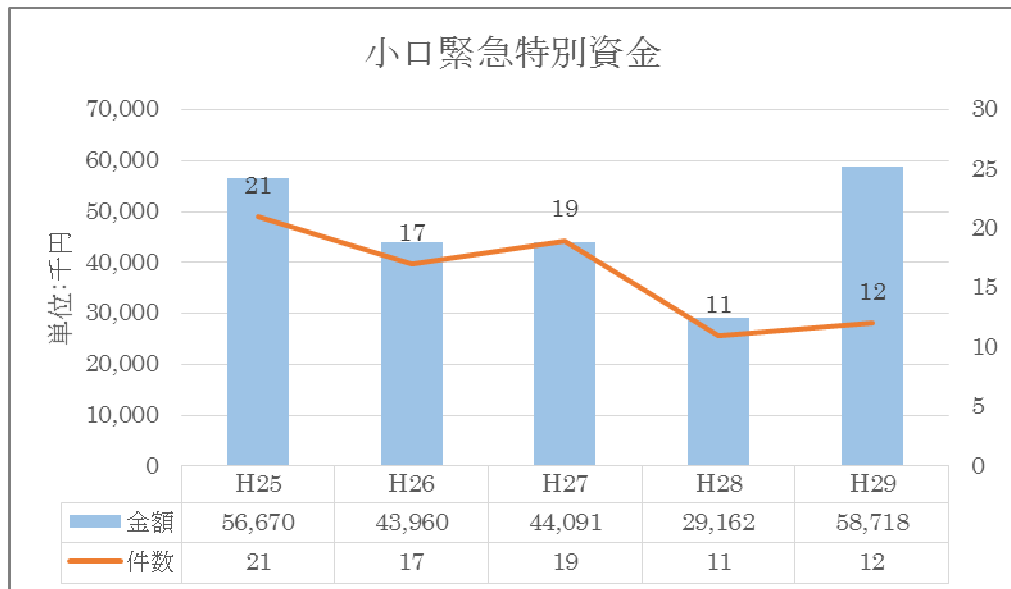
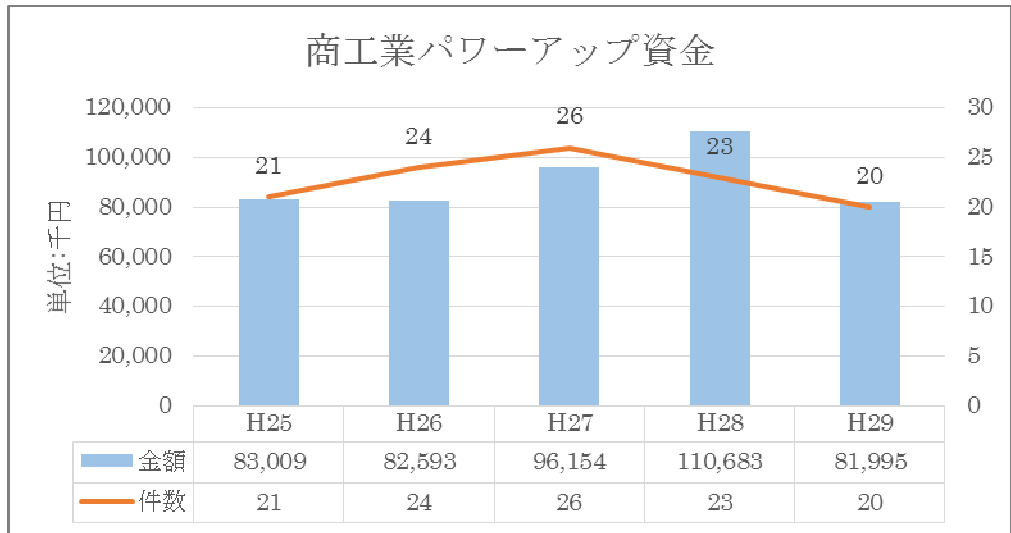
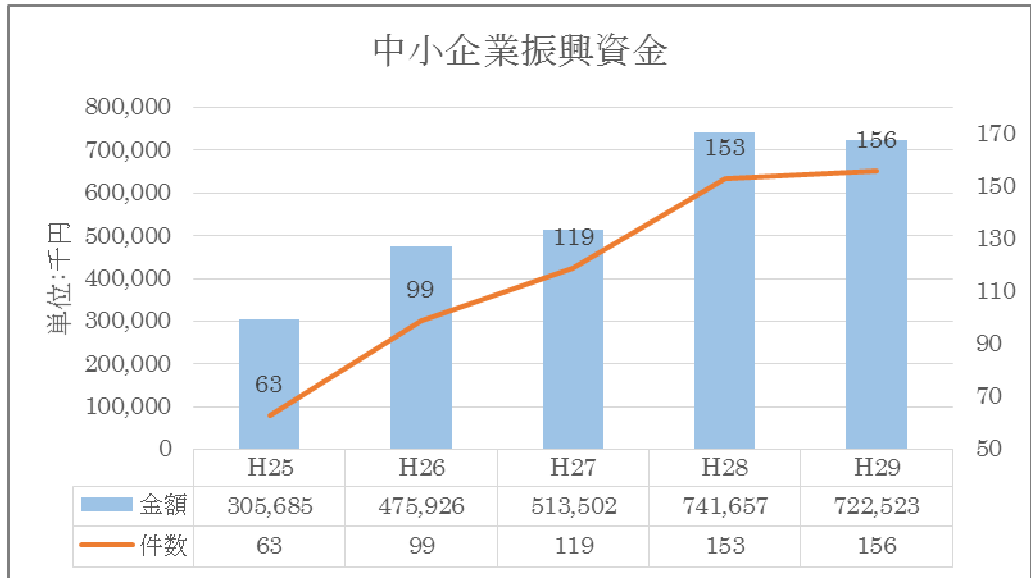
3. 制度資金の貸付推移

P3～6参照

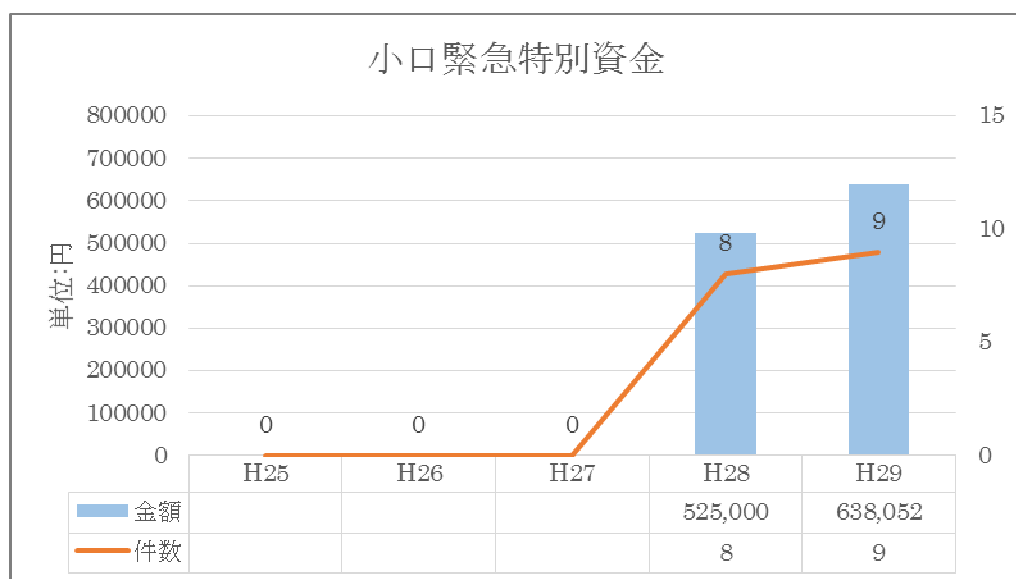
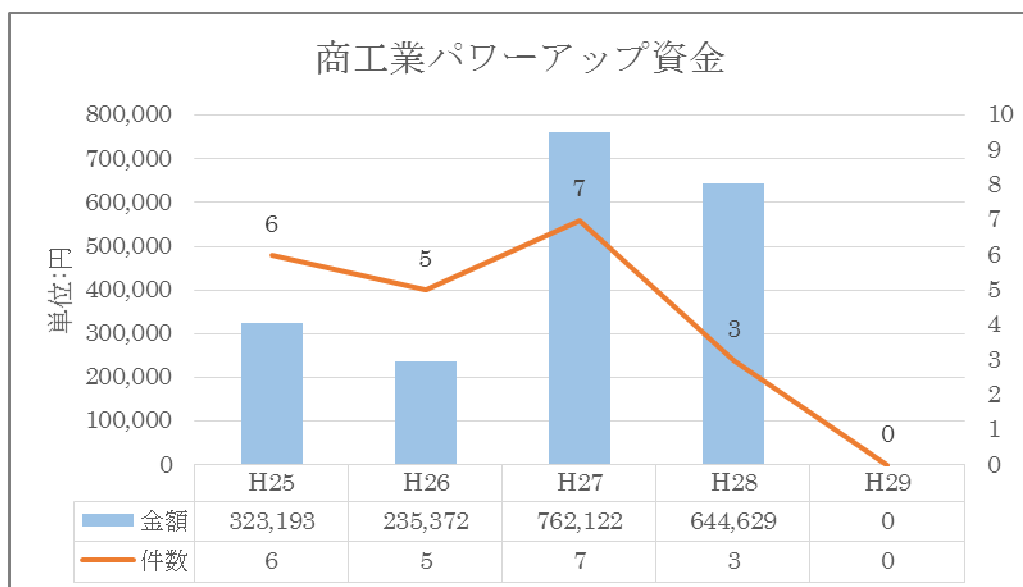
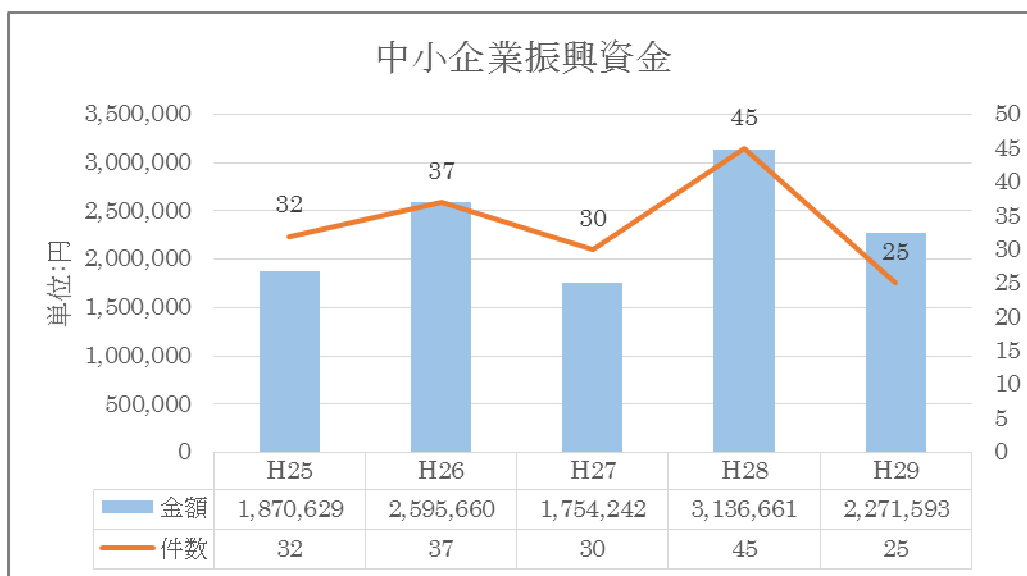
4. 平成30年度金融担当者会議の開催状況

- ・ 第1回5月7日開催
平成29年度中小企業資金 融資制度の新規融資実績について
貸付残高・保証料・利子補給額について
融資制度改正へ向けた実務者聞き取り・意見交換
- ・ 第2回7月3日開催
富良野市中小企業資金の評価と課題、改善策について
富良野市中小企業資金融資制度の改正案について（素案）
- ・ 第3回9月26日開催
富良野市中小企業資金制度改正（担当者会議の意見等と市の考え方）
⇒P9参照
富良野市中小企業資金融資制度の改正案について（修正案）
- ・ 第4回10月15日開催
北海道胆振東部地震にともなう富良野市融資制度の運用について

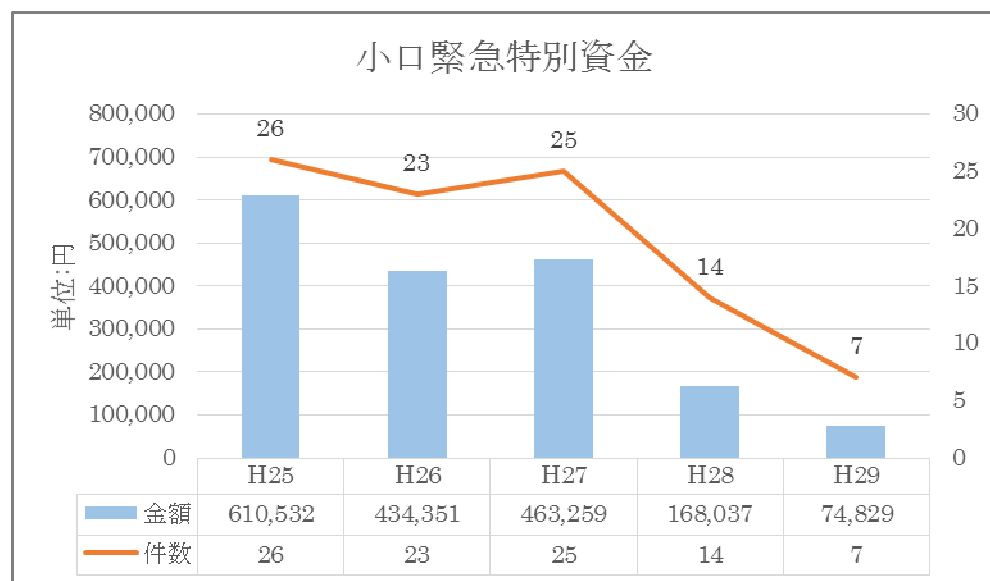
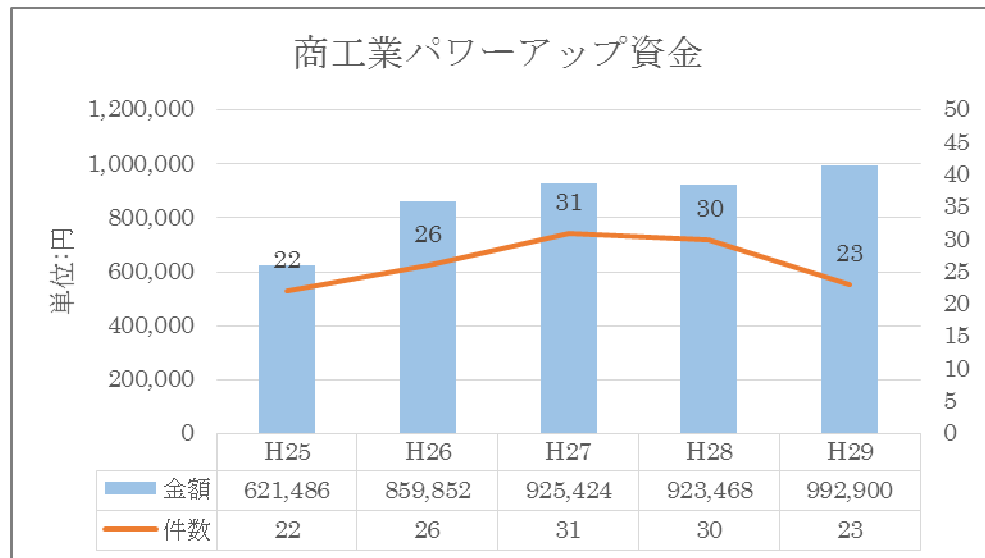
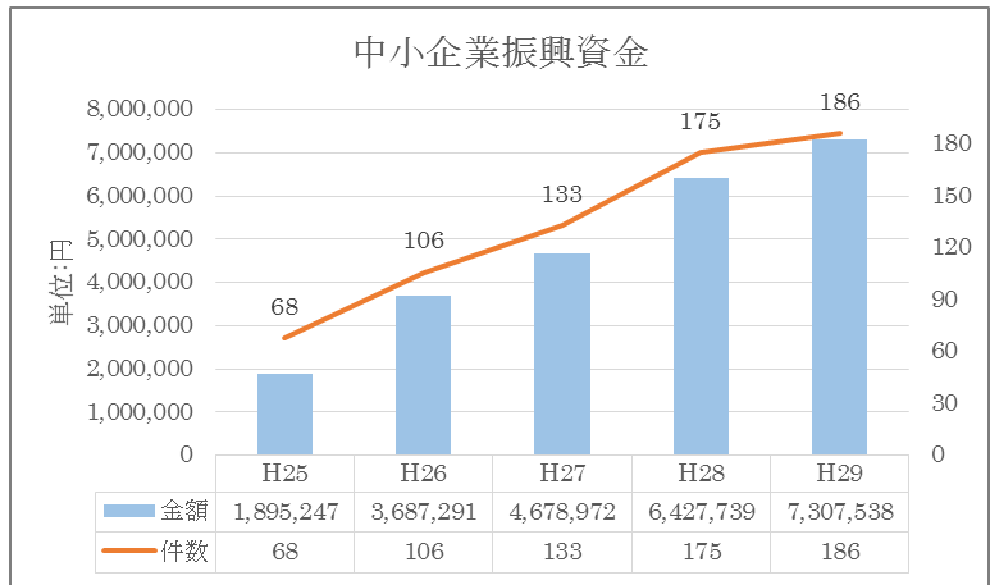
<貸付残高の推移>



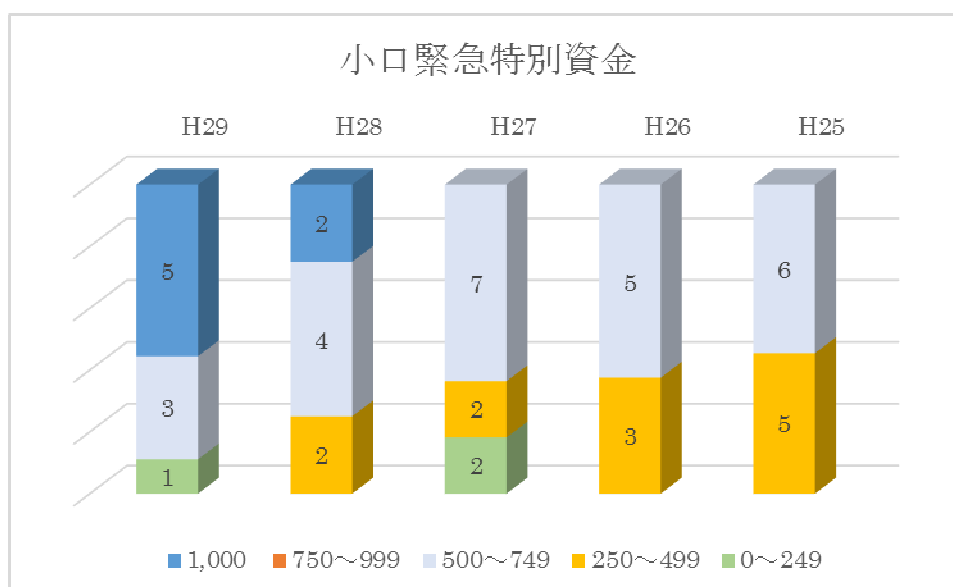
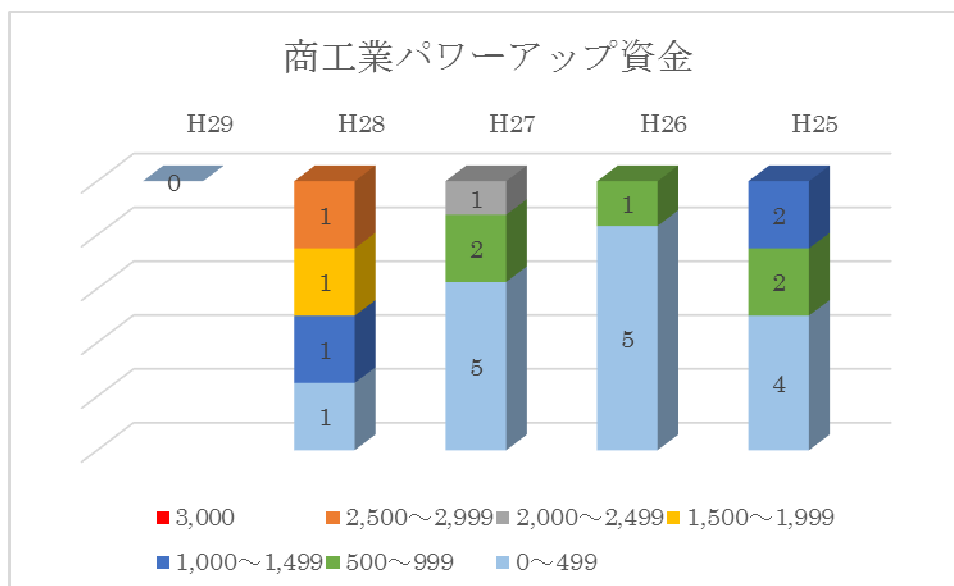
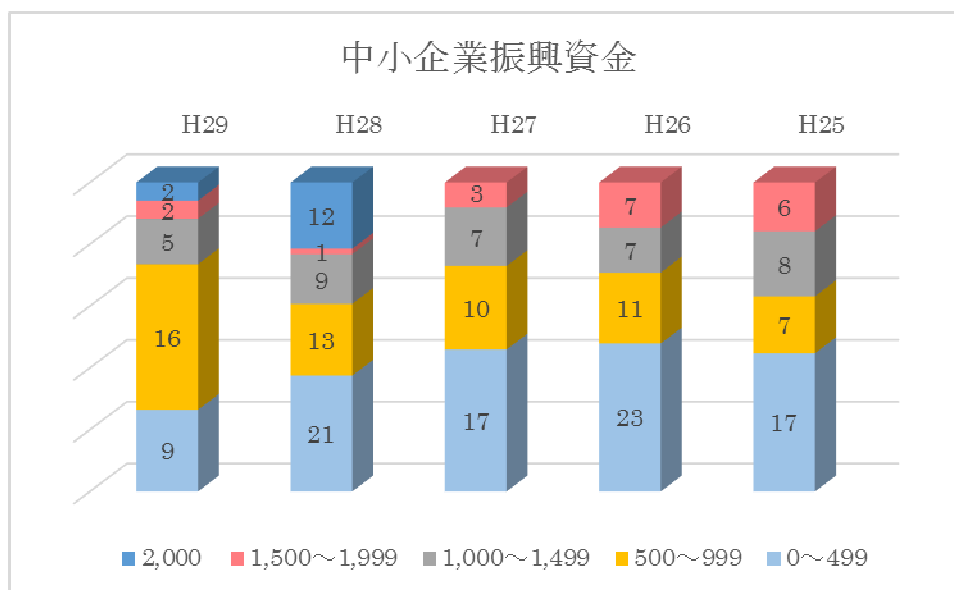
<保証料補給額の推移>



<利子補給額の推移>



<資金別貸付金額の内訳>



Ⅲ 富良野市融資制度改正（案）について

本市の中小企業の経営実態は、富良野商工会議所が実施した経営動向調査によると経営者の年齢は60歳以上が55.8%に上り、今後10年以内の事業承継を考えている事業者が71.1%を占めている。一方で経営上の課題として労働力不足や売上不振、採算が見込めないことなどにより、今後の資金繰りに不安を抱えている実態が挙げられた。市内事業者においては、一部で積極的な設備投資を行うことによって経営改善を図る動きがあるほか、事業の拡大あるいは業態の転換により労働生産性を向上させようとする動きも見られている。市内企業の経営環境の安定的な維持・発展の為に、既存の中小企業における積極的な設備投資や地域資源の掘り起こしとその活用による新たな販路の開拓・拡大、さらには新規創業等による次代を見据えた富良野の商工業の経営環境を構築していくことが求められる。これらのことから本市の融資制度について、以下のとおり改正案を提案する。

1. 商工業パワーアップ資金の貸付利率引き下げ

| | | | | |
|------------|------|-------|------|------------|
| 現 行 | 貸付利率 | 3年以内 | 1.6% | |
| | | 5年以内 | 1.8% | |
| | | 7年以内 | 2.0% | |
| | | 15年以内 | 2.2% | |
| | | | | ↓ |
| 改正後 | 貸付利率 | 3年以内 | 1.5% | 全て0.1%引き下げ |
| | | 5年以内 | 1.7% | |
| | | 7年以内 | 1.9% | |
| | | 15年以内 | 2.1% | |

（改正理由）

商工業パワーアップ資金は創業、中心市街地活性化等の特定の政策に基づく融資制度であり、貸付利率の引き下げにより一層の支援を行う。

2. チャレンジ資金の利子補給、信用保証料補助の見直し

| | |
|------------|-------------------------------|
| 現 行 | 約定利子1%補給＋保証料1/2補助 |
| | ↓ |
| 改正後 | 約定利子2年間全額補給、3年目以降1%補給＋保証料全額補助 |

（改正理由）

市内ではI・Uターン者や若者による創業実績があり、流入人口の増加、商業圏の経済活動を維持する為にも新規出店者の重点的な支援が必要である。そのためには初期投資を出来る限り抑えることで、安定的な事業の立ち上がり支援が求められることから、融資に係る初期費用の負担軽減を図る。

3. フロンティア資金の内容拡充

現 行 対 象 者：農畜産物の加工・販売等に関連するする中小企業者等、加工・販売等により商工業へ参入する農業者

融資対象：農畜産物等の加工・販売に係る施設整備、原材料の仕入れ等

↓

改正後 対 象 者：事業拡大を目指す中小企業者等

融資対象：以下の項目に係る事業資金（運転資金・設備資金）

①新商品・新技術の開発、製品高度化や生産性向上の為の設備導入、製品・商品のブランド化等

②業態の転換、異業種連携等による新事業分野への進出

(改正理由)

現行のフロンティア資金は、農畜産物の加工・販売に関連する中小企業者等及び加工・販売等により商工業へ参入する農業者に限定されており、資金用途が農産加工・販売関連に限られていた。中小企業者全体の労働生産性は伸び悩んでおり、生産性向上を図る設備更新やブランド化等による事業拡大のほか、様々な産業分野との連携による新事業分野への展開等を目指す中小企業者を融資対象とすることで、既存中小企業者の積極的な事業展開を支援する為。

中小企業資金融資制度改正 金融担当者会議での意見等について

| 担当者会議 (30.7.3) での意見等 | 意見等に対する市の考え方 |
|---|--|
| <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額の引き上げを検討してほしい。 ・融資期間 15 年で貸付利子固定では厳しいところがある。3 年や5年に1回見直すことはできないだろうか。 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額については、前回改正時にも引き上げており、中小企業振興資金(限度額 2,000 万円)から商工業パワーアップ資金(限度額 3,000 万円)へ制度利用を誘導・促進する目的から、限度額は引き上げず現行のままとしたい。 ・貸付利子固定について、他市町村でも実例がなく、変動にすることによる事務負担の増加を懸念し、現行のままとしたい。 |
| <p>【フロンティア資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイドインフラノ認定に対する優遇制度について、小幅な利率引き下げではあまりメリットが感じられず誘導に繋がりにくいのではないか。融資による事業拡大よりも商品PRの手助けに力を入れるほうがよい。 | <p>【フロンティア資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイドインフラノに関する貸付利率の優遇制度については、事業者側にメリットが感じられないとの意見から、融資制度には含めず、今後市の中小企業振興総合補助金制度への組み込みを検討していく。 |
| <p>【中心市街地活性化資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、設備資金に限られているが、事業開始時に必要な物品等の購入も含めて対応することは可能か。 | <p>【中心市街地活性化資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の魅力アップのための店舗づくりを目的としているため設備資金に限る。 |
| <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の報告事務の負担が大きく、報告期間を変更し事務軽減はできないだろうか。 | <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回制度改正時(平成 27 年度)に申込用紙の変更等により業務負担の軽減を図っている経過があり、市としては現行のままで行っていただきたい。 |

(改正後フロンティア資金の新たな融資対象のイメージ)

| 資金使途 | 具体的な事業例 | 対象経費 |
|-------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 新商品や新技術の開発、製品の高度化 | ・ 農産物を使ったお菓子の新たな開発 | ・ 調理・加工用器具の購入経費 |
| | ・ 賞味期限延長商品の技術導入・製品開発 | ・ 外部調査機関への委託費や試験研究費 |
| 2. 生産性向上の為に先端設備導入 | ・ 高性能機械・装置の導入による先端技術の導入及び生産効率化 | ・ 機械装置の購入経費 |
| 3. 商品のブランド化 | ・ メイドインフラノ認定商品など商品ブランドの開発・販路拡大 | ・ マーケティング調査費、商品の販売展示会や道外、海外展開に係る経費 |
| 4. 業態の転換、異業種連携等による新分野進出 | ・ 建設業⇒カフェ開業等の業態転換 | ・ 店舗の新築改修費、器具備品の購入経費 |
| | ・ タクシーやバス×宅配業のコラボによる僻地への配送業務など新たな事業展開 | ・ 事務所の立ち上げ経費、車両等の改造費 |
| | ・ 雑貨店を経営していたが、事業承継後に新たにクリーニング店を事業展開 | ・ 店舗改修、クリーニング機械の導入経費 |

<留意事項>

1. 単なる機械・設備の更新や車両購入は対象外とする。
2. 取扱金融機関は、事業者が商工業パワーアップ資金の融資申込を行う際に事業計画書を提出してもらい、あっせん申込書に添付するものとする。



(第3号様式)
取扱金融機関→富良野市

富良野市中小企業資金融資あっせん申込書

(あっせん機関)

平成 年 月 日

様

次のとおり融資を受けたいので申込みをいたします。

制度名称変更に合わせて変更。

| | | | | |
|-------------|----------------|-------------|---------|-----------------|
| 資 金 名 | 中小企業振興資金 | 申 込 人 | フリガナ | 印 |
| | 商工業パワーアップ資金 | | 法人名 | |
| | チャレンジ(新規創業)資金 | | フリガナ | |
| | フロンティア(事業拡大)資金 | | 氏名(代表者) | |
| 中心市街地活性化資金 | | 住所 | 〒 | 電話() FAX() |
| 小口緊急特別資金 | | | | |

| | | | | | |
|---------|-------|--------------|-------------|------|-------------------|
| 希望金融機関名 | 銀行 | | 支店 | 法人設立 | 年 月 日 |
| 融資希望金額 | 万円 | 融資利率 | 年 %以内 | 創業 | 年 月 日 |
| 融資希望時期 | | | | 資本金 | 万円 |
| 返済方法 | 割賦・一括 | 年 | ヵ月(うち据置 ヵ月) | 従業員 | 常用 人・パート 人 |
| 資金使途 | 設備 | 業種 主な営業種目 | | | |
| | 土地 | | | | |
| | 運転 | | | | |
| | | | | 許認可 | 名義人 年 月 日 取得番号 |

(※) 許認可書等の写しの添付がある場合は記入省略可

【あっせん機関確認欄】

融資対象要件に適合

要件確認 特に留意する事項

- 1 申込人は、貸付区分毎に定める融資対象要件を満たしているか(中小企業者等かどうか 等)
- 2 融資金額は、貸付区分毎に定める限度額を超過していないか
- 3 金利は、貸付区分毎に定める利率となっているか
- 4 融資期間は、貸付区分毎に定める最長期間を超えていないか
- 5 資金使途は、貸付区分毎に定める使途に該当しているか
- 6 商工業パワーアップ資金の融資申込みは、事業計画書(第3号様式の2)を添付しているか

【商工業パワーアップ資金】のみ
融資をうけてどのような事業を展開するのか内容を把握できるように別添提出様式を追加。

〔添付書類〕 各資金共通 — 市税の納税証明書、決算書等(2期分)、登記簿謄本(登記事項証明書)
設備資金の場合は、設備等の見積書及びカタログ、図面等

※融資(あっせん)申込書の添付書類のうち決算書又は確定申告書及び登記簿謄本(登記事項証明書)については、あっせん機関が認める場合は提示でも可とするほか、あっせん機関において日常の経営指導により申込人の経営の実態を把握している場合には、添付を省略することができるものとします。なお、添付書類については、写しの提出でも可とします。
※以上のほか、金融機関または信用保証協会において審査上、別添書類が必要となる場合があります。

(第3号様式の2)

商工業パワーアップ資金事業計画書

事業者名 _____ ⑩

| | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 企 業 概 要 | | |
| 顧 客 ニ ー ズ と 市 場 の 動 向 | | |
| 融 資 を 受 け て 行 う 事 業 内 容 | | |
| 融 資 を 受 け る 資 金 名 ・ 融 資 金 額 (予 定) | 資 金 名 | 商工業パワーアップ資金 (該当資金に○を付けて下さい) |
| | | チャレンジ (新規創業) 資金 |
| | | フロンティア (事業拡大) 資金 |
| | 融資金額 | 中心市街地活性化資金 |
| | | 万円 |
| 見 込 ま れ る 事 業 効 果 | | |
| (市確認欄) | | |
| 融資あっせん申込みに際し、上記事業計画の内容について確認しました。 | | |
| 富良野市長 北 猛 俊 ⑩ | | |

商工業パワーアップ資金の融資フロー

1. 融資を受けたい事業者が融資あっせん申込書（第3号様式）
及び事業計画書（第3号様式の2）を作成



2. 事業者→市役所へ事業計画書の提出



3. 市役所→事業者へ事業計画書の確認



4. 事業者→取扱金融機関へ融資あっせん申込書及び事業計画書の提出



5. 取扱金融機関による融資審査、信用保証協会の保証を
付ける場合はその審査



取扱金融機関及び保証協会の承認

6. 商工業パワーアップ資金の融資実行